

◆令和5年台風第13号により被災されました方への救済措置について

この度の令和5年台風第13号に伴う災害により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして福島県、茨城県及び千葉県は9市4町に対し、災害救助法の適用がされています。
(2023年9月12日時点)

災害救助法の適用される市区町村の最新情報につきましては、下記、内閣府防災情報ページをご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

●受けられる制度

①保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で**氏名、生年月日、事業所**を申し出ることにより受診が可能です。

②保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

③給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願い致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係：**045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係：**045-461-2352**